

熊本県運輸（バス）事業振興助成補助金交付要項

（趣旨）

第1条 知事は、運輸（バス）事業に係る費用の上昇の抑制及び輸送力の確保に資し、もって県民の生活の利便性の向上及び地球温暖化対策の推進に寄与するため、一般社団法人熊本県バス協会（以下「補助事業者」という。）に対して予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるものとする。

（補助対象事業）

第2条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助事業者が実施する次の各号のいずれかに該当する事業であって、知事が必要かつ相当と認めるものとする。

- (1) 軽油を燃料とする自動車を用いて行われる運輸事業（以下「特定運輸事業」という。）を営む者が行う旅客又は貨物の輸送の安全の確保に関する事業
- (2) 特定運輸事業に係るサービスの改善及び向上に関する事業
- (3) 特定運輸事業に係る公害の防止、地球温暖化の防止、その他の環境の保全に関する事業
- (4) 特定運輸事業の適正化に関する事業
- (5) 特定運輸事業を営む者の共同利用に供する施設の設置又は運営に関する事業
- (6) 特定運輸事業を営む者が震災その他の災害に際し必要な物資を運送するための体制の整備に関する事業
- (7) 特定運輸事業を営む者の経営の安定化に寄与する事業（基金を設けて行う場合に限る。）
- (8) 全国を単位とする一般社団法人であって、前各号に掲げる事業を行うものに対し、当該事業に要する出えんを行う事業
- (9) その他、知事が必要かつ相当と認める事業

（補助金の額）

第3条 補助金の額は、知事が別に定める算定方法に基づき算出する額とする。

（補助金の交付申請）

第4条 規則第3条第1項の申請書は、別記第1号様式によるものとする。

- 2 規則第3条第2項の添付書類は、次の各号のとおりとし、その様式は、当該各号に定めるところによるものとする。
 - (1) 事業計画書 別記第2号様式
 - (2) 収支予算書 別記第3号様式
- 3 補助事業者は、規則第3条第1項の申請をするに当たって、補助金に係る仕入れに係る消費

税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額した額で申請しなければならない。

4 第1項の申請書の提出期限は、別に定める。

(決定の通知)

第5条 規則第6条の規定による補助金等の交付決定の通知は、別記第4号様式により行うものとする。

2 知事は、補助金等の交付の決定に当たって、前条第3項の規定により補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額を減額して交付決定を行うものとする。

3 知事は、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない交付の申請がなされたものについては、補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額については、第12条に規定する補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(補助事業等の内容等の変更)

第6条 規則第7条第1項の補助事業の内容等の変更事由は、次に定めるとおりとする。

(1) 補助事業の内容に著しい変更が生じた場合

(2) 補助事業に要する経費のうち、各経費区分毎の配分額の20パーセントを越える変更を行う場合

(3) 補助事業者が基金を処分する場合

2 規則第7条第1項の変更申請書は、別記第5号様式によるものとし、事業変更計画書の様式は別記第2号様式を、収支変更予算書の様式は別記第3号様式をそれぞれ準用するものとする。

3 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による補助事業の内容等の変更の決定通知は、補助金等の交付決定額に変更を生じるときは変更交付決定通知書(別記第6号様式)により、補助金等の交付決定額に変更を生じないときは変更計画承認通知書(別記第7号様式)により行うものとする。

(申請の取下げ)

第7条 規則第8条の規定により申請の取下げをすることのできる期日は、交付決定の通知を受けた日から起算して10日を経過した日とする。ただし、知事が特に必要と認めるときは、こ

の期日を繰り上げることができる。

(工事の着工及び完成報告)

第8条 補助事業者は、工事を伴うものについては工事に着工したときは工事着工報告書（別記第8号様式）を、工事が完成したときは工事完成報告書（別記第8号様式を準用する。）を直ちに知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第9条 規則第11条の規定による状況報告は、別記第9号様式により行うものとする。

(実績報告)

第10条 規則第13条の実績報告書は、別記第10号様式によるものとする。

2 規則第13条の添付書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 収支精算書（別記第3号様式を準用する。）

(2) 実績報告書明細（別記第11号様式）

(3) 別紙「添付資料一覧」に定める資料

(4) その他知事が必要と認める書類

3 第1項の実績報告書の提出期限は、補助事業等の完了の日から起算して1か月を経過した日又は交付決定を受けた年度の3月末日のいずれか早い期日とする。

4 補助金等の交付を概算払により受けた場合における第1項の実績報告書の提出期日は、前項の規定にかかわらず、補助金等の交付の決定のあった翌年度の4月15日まで延長することができる。

5 第1項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(補助対象事業の期限)

第11条 補助対象事業は、交付決定を受けた年度内に完了しなければならない。

(補助金等の額の確定)

第12条 規則第14条の規定による補助金等の額の確定通知は、補助金等交付確定通知書（別記第12号様式）により行うものとする。

2 知事は、前項の額の確定に際して、事前に報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が交付決定の内容に適合するか調査するものとする。

(補助金等の請求等)

第13条 規則第16条第1項の請求書は別記第13号様式によるものとする。

- 2 補助金等の交付を概算払により受けようとするときは、前項の規定にかかわらず、補助金等概算払申請書(別記第14号様式)及び補助金等概算払請求書(別記第15号様式)によるものとする。
- 3 前2項の請求書には、知事が別に定める書類を添付しなければならない。
- 4 知事は、概算払を行うときは、交付決定を行った年内に補助金の交付額の2分の1の額の範囲内で交付し、その後、交付決定を行った年度内に残額を交付するものとする。

(補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額の確定に伴う補助金の返還)

第14条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税の申告により補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別記第16号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額の全部又は一部の返還を命ずる。

(財産の処分の制限)

第15条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用が増加した財産(以下「取得財産等」という。)について、補助事業の完了後も、別記第17号様式による取得財産等管理台帳を備え、その保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

- 2 規則第21条第2項に規定する別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する期間を準用するものとする。
- 3 補助事業者が、規則第21条第2項に規定する財産の処分をするときは、別記第18号様式による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 前項の承認に係る処分をしたことによる収入があったときは、知事は、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。

(証拠書類の保管)

第16条 規則第23条に規定する別に定める期間は、年度経過後5年間とする。ただし、知事が別に定める場合を除く。

(雑則)

第17条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成26年6月27日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成27年4月1日から適用する。

別記第1号様式（第4条関係）

番 号
年 月 日

熊本県知事 様

住所

（申請者）

氏名又は名称

印

平成 年度熊本県運輸（バス）事業振興助成補助金交付申請書
平成 年度において、熊本県運輸（バス）事業振興助成補助金を実施したいので、金
円を交付されるよう熊本県補助金等交付規則第3条及び平成 年度熊本県運
輸（バス）事業振興助成補助金交付要項第4条の規定により関係書類を添えて申請します。

- 1 補助事業等の目的
- 2 補助事業等の内容等及び経費の配分
- 3 補助金等の額及びその算出基礎
- 4 その他

事業計画書

1 事業の目的

2 事業の内容

事業区分	経費区分	員数等	補助事業に要する経費 (円)	補助金の額 (円)	補助金申請額 (円)	実施時期	実施場所	備考
計								

(注)

- (1) 補助金の額は、補助事業に要する経費の内数となる。
- (2) 備考欄には、事業効果等事業計画の説明資料となる事項を記載すること。

別記第3号様式（第4条、第6条、第10条関係）

収支予算書（収支精算書）

1 収入の部

区 分	予 算 額 (精算額)	前年度予算額 (予 算 額)	比 較		備 考
			増	減	
県補助金					
市町村費					
そ の 他					
計					

2 支出の部

区 分	予 算 額 (精算額)	前年度予算額 (予 算 額)	比 較		備 考
			増	減	
計					

(注) 区分欄の記入方法

- 1 市町村直営、団体営等直接補助事業の場合、収入の部は自己負担分を含めて記入し、支出の部の区分欄は（賃金、旅費、消耗品費、通信運搬費、工事費、用地買収費、補償費、工事雑費・・・等）を記入し、計欄は事業費総額を記入する。
- 2 間接補助事業の場合の支出の部の区分欄は、〇〇事業補助金、事業負担金等のほか、事務費がある場合は事務費の節区分を記入し、計欄は補助等に要する総額とする。

別記第4号様式（第5条関係）

番 号
年 月 日

（補助事業者の氏名又は名称） 様

熊本県知事

平成 年度熊本県運輸（バス）事業振興助成補助金交付決定通知書
年 月 日付け 第 号で申請のありました平成 年度熊本県運輸（バス）
事業振興助成補助金については、熊本県補助金等交付規則第4条の規定により、金
円を交付することに決定しましたので、同規則第6条の規定により通知します。

番 号
年 月 日

熊本県知事 様

住所
(申請者)
氏名又は名称 印

平成 年度熊本県運輸（バス）事業振興助成補助金変更申請書
年 月 日付け交政第 号で交付決定通知のあった平成 年度熊本県運
輸（バス）事業振興助成補助金を下記のとおり変更したいので、熊本県補助金等交付規則
第7条及び平成 年度熊本県運輸（バス）事業振興助成補助金交付要項第6条の規定によ
り関係書類を添えて申請します。

- 記
- 1 補助金等交付申請額 金 円(うち前回までの申請額 金 円)
- 2 変更計画の理由

添付書類

- 1 事業変更計画書（別記第2号様式）
- 2 収支変更予算書（別記第3号様式）

別記第6号様式（第6条関係）

番 号
年 月 日

（補助事業者の氏名又は名称） 様

熊本県知事

平成 年度熊本県運輸（バス）事業振興助成補助金変更交付決定通知書
年 月 日付け 第 号で申請のありました平成 年度熊本県運輸
（バス）事業振興助成補助金の計画変更については、熊本県補助金等交付規則第7条第2
項の規定により承認し、平成 年度熊本県運輸（バス）事業振興助成補助金の交付決定金
額を金 円（前回までの交付決定額金 円）に変更することに決
定しましたので、同条第3項の規定により準用する同規則第6条の規定により通知します。

別記第7号様式（第6条関係）

番 号
年 月 日

（補助事業者の氏名又は名称） 様

熊本県知事

平成 年度熊本県運輸（バス）事業振興助成補助金変更計画承認通知書
年 月 日付け 第 号で申請のありました平成 年度熊本県運輸（バス）事業振興助成補助金の変更計画については、熊本県補助金等交付規則第7条第2項の規定により承認しましたので、同条第3項の規定により準用する同規則第6条の規定により通知します。

番 号
年 月 日

熊本県知事 様

住所
(補助事業者)
氏名又は名称 印

工事着工（完成）報告書

平成 年度熊本県運輸（バス）事業振興助成補助事業の工事を下記のとおり着工（完成）
しましたので報告します。

記

交 付 決 定	年 月 日
事 業 種 目	
(工種又は施設区分)	
着 工	年 月 日
完 成 (予 定)	年 月 日
事 業 主 体	
事 業 実 施 箇 所	
施 工 方 法 (請負の場合は、請負者の住所、氏名又は 名称)	
事 業 量	
事 業 費	

※不要な文字は削除して使うこと。

番 号
平成 年 月 日

熊本県知事 様

住所
法人名
代表者名 印

平成 年度熊本県運輸（バス）事業振興助成補助事業状況報告書
平成 年 月 日付け交政第 号で交付決定通知のあった平成 年度熊本県運輸（バス）事業振興助成補助事業について、熊本県補助金等交付規則第11条及び平成 年度熊本県運輸（バス）事業振興助成補助金交付要項第9条の規定により、報告します。

記

- 1 交付決定 平成 年 月 日
- 2 補助金額 金 円
- 3 補助金概算払受領年月日及び金額
平成 年 月 日
金 円

4 事業遂行状況書

事業内容	実施済事業	実施時期	実施場所	備 考

(注)

- (1) 備考欄には、事業遂行状況の説明資料となる事項を記載すること。
- (2) この遂行状況書の様式によることが適当ではない場合は、別の様式で遂行状況書を作成しても差し支えないこと。

別記第10号様式（第10条関係）

番 号
年 月 日

熊本県知事 様

住所
(補助事業者)
氏名又は名称 印

平成 年度熊本県運輸（バス）事業振興助成補助事業実績報告書
年 月 日付け交政第 号の交付決定通知に基づき、熊本県運輸（バス）
事業振興助成補助事業を実施したので、熊本県補助金等交付規則第13条及び平成 年
度熊本県運輸（バス）事業振興助成補助金交付要項第10条の規定により、関係書類を添え
てその実績を報告します。

添付書類

- 1 収支精算書
- 2 実績報告書明細（別記第11号様式）

別記第11号様式 (第10条関係)

実績報告書明細

事業区分	経費区分	員数等	補助事業に要する経費		補助金の額		備 考
			決定額 (円)	実績額 (円)	決定額 (円)	実績額 (円)	
計							

別記第12号様式（第12条関係）

番 号
年 月 日

（補助事業者の氏名又は名称） 様

熊本県知事



平成 年度熊本県運輸（バス）事業振興助成補助金交付確定通知書
年 月 日付け交政第 号で交付決定した平成 年度熊本県運輸（バ
ス）事業振興助成補助金については、熊本県補助金等交付規則第14条の規定により、下
記のとおりその額を確定したので通知します。

記

- 1 交付確定額 金 円
- 2 交付決定額 金 円

別記第13号様式（第13条関係）

平成 年度熊本県運輸（バス）事業振興助成補助金交付請求書
 年 月 日付け交政第 号で確定の通知があった平成 年度熊本県運
 輸（バス）事業振興助成補助金として、下記の金額を交付されるよう熊本県補助金等交付
 規則第16条及び平成 年度熊本県運輸（バス）事業振興助成補助金交付要項第13条の
 規定により関係書類を添えて請求します。

記

請求額 金 円

（市町村の場合は記入不要）

口座 振替払	金融機関名	〇〇銀行〇〇支店
	預金種目	1 普通 2 当座
	口座番号	
	口座名義	
直 接 払		
送 金 払		

年 月 日

住所

（補助事業者）

氏名又は名称

印

熊本県知事

様

別記第14号様式 (第13条関係)

番 号
年 月 日

熊本県知事 様

住所
(補助事業者)

氏名又は名称 印

平成 年度熊本県運輸 (バス) 事業振興助成補助金概算払申請書
年 月 日付け交政第 号で補助金等交付決定通知のあった平成 年度熊
本県運輸 (バス) 事業振興助成補助金を下記のとおり概算払くださるよう熊本県補助金等交
付規則第16条及び平成 年度熊本県運輸 (バス) 事業振興助成補助金交付要項第13条
の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

金 円

事業費	補助金等	概算払受領済額	今回概算払 申請額	残 額
円	円	円	円	円

概算払を必要とする理由

別記第15号様式（第13条関係）

平成 年度熊本県運輸（バス）事業振興助成補助金概算払請求書
年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があった平成 年度熊本県
運輸（バス）事業振興助成補助金のうち、下記の金額を交付されるよう熊本県補助金等交付
規則第16条及び平成 年度熊本県運輸（バス）事業振興助成補助金交付要項第13条の
規定により、関係書類を添えて請求します。

記

請求額 金 円

（市町村の場合は記入不要）

口座 振替払	金融機関名	〇〇銀行〇〇支店
	預金種目	1普通 2当座
	口座番号	
	口座名義	
直接払		
送金払		

年 月 日

住所

（補助事業者）

氏名又は名称

印

熊本県知事

様

別記第16号様式（第14条関係）

番 号
年 月 日

熊本県知事 様

住所
(補助事業者)
氏名又は名称 印

平成 年度熊本県運輸（バス）事業振興助成補助金に係る消費税等相当額の確定に伴う報告書

平成 年度熊本県運輸（バス）事業振興助成補助金交付要項第14条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金額（知事が確定通知書により通知した額）	円
2 補助金の確定時における補助金に係る仕入れに係る消費税相当額	円
3 消費税の確定に伴う補助金に係る仕入れに係る消費税相当額	円
4 補助金返還相当額（3－2）	円

- (注) 1 別紙として積算の内訳を添付すること。
2 課税事業者の場合であっても、単純に補助金の5%相当額が補助金に係る仕入れに係る消費税相当額による減額等の対象額ではない。

別記第17号様式 (第15条関係)

取得財産等管理台帳 (年度)

(単位：円)

区 分 財 産 名	規 格	数 量	単 価	金 額	取 得 年 月 日	保 管 場 所	備 考

(注) 1 数量は、同一規格であれば一括して記載して差し支えない。ただし、単価が異なる場合には区分して記載のこと。

2 取得年月日は、検査を行う場合は検収年月日を記載のこと。

別記第18号様式（第15条関係）

番 号
平成 年 月 日

熊本県知事 様

住所
法人名
代表者名 印

平成 年度熊本県運輸（バス）事業振興助成補助金に係る取得財産等処分
承認申請書

平成 年 月 日付け交政第 号で交付決定の通知があった補助事業により取得した財産等を下記のとおり処分したいので、平成 年度熊本県運輸（バス）事業振興助成補助金交付要項第15条第3項の規定に基づき承認を申請します。

記

- 1 取得財産の品目及び取得年月日
- 2 取得価格及び時価
- 3 処分の方法
- 4 処分の理由